



平成18年11月24日

各位

会 社 名 長谷川香料株式会社
代 表 者 名 取締役社長 長谷川 徳二郎
(コード番号：4958 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役兼専務執行役員 福島 稔
(TEL. 03-3241-1151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年12月21日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ①会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利行使できる内容を明確にするため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示し、株主の皆様提供できるようにするため、変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③会社法第370条の規定に従い、取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするため、変更案第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ④会社法第427条第1項の規定に従い、優秀な社外監査役を招聘し、更に選任された社外監査役がその力を十分に発揮できるように社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条に所要の変更を加え、変更案第36条(監査役の責任免除)とするものであります。
 - ⑤会社法第459条第1項の規定に従い、機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等を取締役会決議をもって行うことを可能とするため、変更案第38条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
 - ⑥上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、法令名・用語・表現の変更、条項の新設・削除その他所要の変更を加えるものであります。
- (2) その他、上記の変更を主因として、条数の繰下げ、表現の変更、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成18年12月21日

変更定款の効力発生日 平成18年12月21日

以 上

別 紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、商号を長谷川香料株式会社と称し、英文並びに仏文では、T. H A S E G A W A C O . , L T D . と表示する。 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種香料の製造並びに販売 2. 各種食品添加物の製造並びに販売 3. 各種動植物よりの香料および成分の抽出、加工並びに販売 4. 化粧品、食品の製造並びに販売および酒類、日用品雑貨の販売 5. 油脂類の販売 6. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、工業薬品、化学薬品、特殊肥料、混合飼料、芳香剤、消臭剤の製造並びに販売 7. 化粧品、日用品雑貨、食品の開発に関するコンサルタント業務 8. 前各号の輸出入に関する業務 9. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。 (新 設)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、商号を長谷川香料株式会社と称し、英文では、T. H A S E G A W A C O . , L T D . と表示する。 (目 的) 第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) <u>(機 関)</u> <u>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) <u>第4条</u> 当会社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、160,000,000株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新 設) (<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第6条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2. 当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u> (新 設)	(公告方法) <u>第5条</u> 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。 (株券の発行) <u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第8条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2. 当会社は、前条の規定にかかわらず<u>単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第9条</u> 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式の買増し) <u>第6条の2 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u> (自己株式の取得) <u>第7条 当会社は、商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。</u> (名義書換代理人) <u>第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理並びに株券喪失手続等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規定) <u>第9条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、諸届出等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。</u> (基 準 日) <u>第10条 当会社は、毎営業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主を以て、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>	(単元未満株式の買増し) <u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u> (自己株式の取得) <u>第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u> (株主名簿管理人) <u>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</u> 3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) <u>第13条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
2. 前項その他本定款に定めある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 第3章 株主総会 (招 集) 第11条 定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。</u> (新 設) (総会の招集者) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。 (総会の議長) 第13条 株主総会の議長には取締役社長が当たる。ただし、取締役社長差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (新 設) (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、<u>出席株主</u>の議決権の過半数を以てこれを決する。	第3章 株主総会 (招 集) 第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> (定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u> (総会の招集権者) 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。 (総会の議長) 第17条 株主総会の議長には取締役社長が当たる。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、<u>出席した議決権を行使できる株主</u>の議決権の過半数をもってこれを決する。

現 行 定 款	変 更 案
2. 商法343条に定める株主総会の特別決議は、<u>総議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u> (議決権の代理行使の制限) 第15条 株主が代理人を以て議決権を行使しようとする場合には、<u>その委任する代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要する。</u> ただし、その株主または代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第16条 当会社の取締役は10名以内とする。 (選 任) 第17条 (新 設) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</u> 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 (任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u> (代表取締役) 第19条 当会社は、<u>取締役会の決議を以て代表取締役若干名を定める。</u>	2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第20条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> ただし、その株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第21条 (現行どおり) (選任方法) 第22条 取締役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 (任 期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (代表取締役) 第24条 当会社は、<u>取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議を以て取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。 (報 酬) 第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。 (取締役会) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がその任に当たる。 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。 (新 設) (取締役の責任免除) 第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を以て、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(役付取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議を<u>もつて</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。 (報 酬 等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がその任に当たる。 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。 <u>(取締役会の決議の省略)</u> 第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間において、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。 第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第24条 当社の監査役は4名以内とする。 (選 任) 第25条 (新 設) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。 (任 期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤の監査役) 第27条 監査役の互選を以て、常勤の監査役を定める。 (補欠監査役) 第28条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 前項の選任については、第23条に定める規定を準用する。 3. 第1項の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
4. <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (報 酬) 第29条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u> (監査役会) 第30条 <u>監査役の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。</u> (監査役の責任免除) 第31条 <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設) 第6章 計 算 (営業年度) 第32条 <u>当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u> (株主配当金) 第33条 <u>株主配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (中間配当) 第34条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、商法293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当)を行うことができる。</u>	(報 酬 等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役会) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。</u> (監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 計 算 (事業年度) 第37条 <u>当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u> (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて配当することができる。
(配当金等の除斥期間)	(配当金等の除斥期間)
第35条 株主配当金または中間配当金が支払い開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。